

○檜葉町除染検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災並びに原子力災害からの復興に向け、環境省の事業として行われてきた除染事業の情報を収集、精査し、効果的に線量が低減しているか等について有識者を通し分析、検証するため、檜葉町除染検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 除染効果の分析、検証に関すること。
- (2) 放射線に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他除染に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 除染及び放射線に関する知識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、除染検証結果報告をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(開催過程の取扱)

第7条 会議については原則非公開とする。

- 2 会議に提出した資料及び開催結果については、会議終了後公表する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、放射線対策課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月25日から施行する。